

「外国人美容師育成事業」 ✂

全国初！特区を活用した外国人美容師の就労が可能に！

<現行>

外国人留学生は美容師免許を
取得しても、美容師として
働くことができない



<今年10月以降>

一定の要件を満たせば、
美容師として**最大5年間**
就労可能
(在留資格「特定活動」)

日本の高度な美容技術を世界へ発信
東京のブランド価値の向上へ！

事業の概要

東京都（国と連携）

公募・確認・指導

監理実施機関

確認
・
監査

育成機関
（美容室等）

採用
・
育成

外国人美容師



育成状況確認・サポート

「監理実施機関」公募開始

○募集期間 令和4年6月3日（金）
～令和4年8月3日（水）15時

○今後の流れ（予定）

令和4年8月中 監理実施機関決定
10月1日（土）事業開始